

県南広域振興局長告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年10月8日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市胆沢若柳字横岳前山国有林116林班い3小班地先からい10小班地先まで	新	m 27.1~7.8	m 77.7
	旧	14.5~6.7	77.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 令和3年10月8日から同年11月8日まで